市場調査及び世論調査のサービス（ＣＰＣ八六四〇）	制限しない。
経営相談サービス（ＣＰＣ八六五〇）	制限しない。
経営相談に関連するサービス（ＣＰＣ八六六〇）	制限しない。
技術試験及び分析サービス（ＣＰＣ八六七六）	制限しない。
エンジニアリングに関連する科学及び技術に係る相談サービス（ＣＰＣ八六七五）	制限しない。
機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理（ＣＰＣ六三三、八八六一―八八六六）	制限しない。
貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス（ＣＰＣ八七九〇九＊＊）	制限しない。
翻訳及び通訳のサービス（ＣＰＣ八七九〇五）	制限しない。
専門デザイン・サービス（ＣＰＣ八七九〇七）	制限しない。
ラジオ及びテレビの放送サービス（ＣＰＣ七五二四＊＊）	「興行」の在留資格において認められる活動は、含まない。
建築物に係る総合建設工事（ＣＰＣ五一二）	制限しない。
土木に係る総合建設工事（ＣＰＣ五一三）	制限しない。
設置及び組立工事（ＣＰＣ五一四、五一六）	制限しない。
建築物の仕上工事（ＣＰＣ五一七）	制限しない。
その他の建設に関連するサービス 建設用地における建設の準備のための作業（ＣＰＣ五一一） 特殊な建設工事（ＣＰＣ五一五） 建築物の建設若しくは解体のための設備又は土木工事のための設備の賃貸サービス（運転者を伴うもの）（ＣＰＣ五一八）	制限しない。
成人教育サービス（ＣＰＣ九二四＊＊）	民間企業における語学指導教育に限る。
その他の教育サービス（ＣＰＣ九二九＊＊）	民間企業における語学指導教育に限る。
汚水サービス（ＣＰＣ九四〇一）	制限しない。
廃棄物処理サービス（ＣＰＣ九四〇二）	制限しない。
排気ガス処理サービス（ＣＰＣ九四〇四）	制限しない。
騒音除去サービス（ＣＰＣ九四〇五）	制限しない。
自然及び景観の保護サービス（ＣＰＣ九四〇六）	制限しない。
その他の環境保護サービス（ＣＰＣ九四〇九）	制限しない。
旅行業サービス（ＣＰＣ七四七一）	制限しない。
観光客の案内サービス（ＣＰＣ七四七二）	制限しない。

附属書八―Ｃ　自然人の商用目的での移動に関する了解

入国及び一時的な滞在に関連する手続上の約束

1　両締約国は、この協定におけるそれぞれの約束に基づく入国及び一時的な滞在のための申請の処理が行政上の良い慣行に従って行われることを確保すべきである。この目的のため、

(a)　両締約国は、権限のある当局が入国及び一時的な滞在のための申請の処理について徴収する手数料が、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は設立若しくは運営を不当に妨げ、又は遅らせないことを確保する。

(b)　短期の訪問者の商用目的での入国及び一時的な滞在の許可を申請するために申請者に要求される文書については、収集される目的に応じたものとすべきである。ただし、権限のある当局の裁量に従うことを条件とする。

(c)　入国及び一時的な滞在の許可のための不備のない申請については、できる限り速やかに処理する。

(d)　締約国の権限のある当局は、申請者からの妥当な要請に応じて、申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供するよう努める。

(e)　締約国の権限のある当局は、申請を処理するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、必要とされる追加の情報を当該申請者に通知するよう努める。

(f)　締約国の権限のある当局は、申請の結果をその決定を行った後直ちに申請者に通知する。締約国の権限のある当局は、申請を承認する場合には、滞在期間その他の関連する条件を申請者に通知する。締約国の権限のある当局は、申請を拒否する場合には、要請に応じ、又は自己の発意により、利用可能なあらゆる審査又は上訴の手続に関する情報を申請者が入手可能なものとする。

(g)　両締約国は、電子的な手段により申請を受理し、処理するよう努める。